

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15件

国民年金関係 10件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年8月までの期間及び昭和41年11月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から同年8月まで  
② 昭和41年11月から43年3月まで

昭和41年4月から同年8月までの期間及び昭和41年11月から43年3月までの期間の国民年金保険料納付記録について、「国民年金保険料納付照会申出書」を提出したところ、納付事実が確認できない旨の回答であった。結婚前は、親が私の国民年金保険料を納付しており、結婚してからも保険料の納付を続けるように親から言われていたので、結婚後も国民年金保険料を納付していた。申立期間当時は、市役所から委託された集金人が毎月集金に来ていたので、その時に納付していた。申立期間前後は納付済みであるのに、申立期間が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時から国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無く、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間前後の期間は、保険料を納付済みであるとともに、申立人の保険料納付の記憶は具体的かつ鮮明であり、申立期間当時の申立人の生活状況に変化は見当たらないことから、納付意識の高い申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、市の保管する国民年金被保険者名簿には、申立期間直前の納付済期間に検認印の押印がないなど、行政側の記録管理が適切になされていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで  
② 昭和59年5月から61年3月まで

申立期間①、②について国民年金保険料の納付状況を確認したところ、納付事実が確認できないとの回答を受け取ったが納付できない。

A市役所で加入手続を行い、納付書により納付していた記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険庁の記録により、申立期間の直前の昭和59年4月の国民年金保険料が納付済みである上、申立期間直後の61年4月分は平成9年4月23日に還付されていることが確認できるとともに、申立人は3か月ごとに保険料を納付したとしているところ、A市からも、原則として3か月単位で保険料の納付書を発行していたとの回答があることから、申立人の納付記録は不自然であり、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性は否定できない。

2 申立期間①について、申立人の記憶が曖昧である上、申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないとともに、行政側の記録管理に不備は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年5月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から53年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から53年2月まで

昭和48年初めころ、市役所で昭和38年から47年までの10年間の国民年金保険料が未納であると言われ、まとめて納付することもできると聞いたが、当時は農家の嫁で大金を納付することはできなかった。しかし、それからは付加保険料と共に毎月納付していたはずなので納得がいかなかったが、せめて65歳まで納付しようと思い保険料の納付を続けた。平成19年7月には、私の国民年金手帳に昭和38年4月から39年9月までの収納印が見付かり記録が訂正された。48年3月からは、付加保険料と共に毎月納付していたことは確かであり、申立期間が未納であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、65歳まで付加保険料と共に国民年金保険料を納付しており、申立期間当時の同居家族も未納期間が無いことから納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間当時に申立人が勤めていた職場の同僚は、昭和48年初めころ、申立人が市役所職員から国民年金保険料が未納であると言われたと話していた記憶があると証言しているなど、申立てには信憑性<sup>びよう</sup>が認められることから、申立人が申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、平成19年7月には申立人の所持する国民年金手帳により、昭和38年4月から39年9月まで期間の収納印が見付かり記録が訂正されるなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで

私は結婚を機に、厚生年金保険加入の会社を退職し、再度同一会社に復職する約束でいたため国民年金に加入せずにいたが、妊娠・出産・育児と続いて復職が遅れたため、同居していた母親とも話し合っただけで国民年金に加入することにした。昭和44年春に集落の婦人会に依頼して国民年金の加入手続を行った。その際、過去の未納分のうち納められる分を納めるように言われ、毎月の分に3か月分くらいずつを上乗せして納めてきた。46年4月ころ、婦人会の役員から「未納分は全部納まったよ。」と教えられ、家族で喜んだことを憶えている。過去の未納分として上乗せして納めた申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現年度分の国民年金保険料については申立人が納付し、過年度分の保険料については母親が納付したとしているところ、母親は申立期間を含めて保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められるとともに、当時の婦人会長は、申立人及び母親が居住する集落の婦人会は町役場から国民年金保険料の収納を受託し、未加入者の加入促進、過年度分を含む未納保険料の納付促進に取り組んでおり、保険料収納方法も、婦人会役員が各家庭を回って保険料を集金して集落内にある役場支所へ持参し、町内会単位で当該月の収納分を納付していたと証言していることから、申立内容に不自然な点は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人が記憶している納付額も当時、過年度納付した場合の保険料額とほぼ一致している。

さらに、集落の婦人会が国民年金保険料の現年度分と過年度分を集金した後、役場を通して社会保険事務所へ届けていたことについて、当時の役場職員は、「婦人会から納められたものは、現年度分も過年度分も一緒に社会保険事務所に持って行った。」としているなど申立内容に不合理さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から43年3月まで  
② 昭和45年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和42年3月から43年3月まで（申立期間①）及び45年1月から同年3月まで（申立期間②）の納付が確認できない旨の回答をもらった。

結婚前の申立期間①については、父が母と私の保険料を一緒に納付していた。結婚後の申立期間②については、私が団地の集金人に納めていたので未納は納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間である32年4か月間、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとする両親も、昭和47年4月から6月までの3か月を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立人及び両親の納付意識は高かったものと認められる。

また、昭和43年12月の国民年金手帳記号番号払出日からみると、申立期間は過年度納付が可能であり、両親が納付済みであるのに、納付意識の高い父親が申立人の申立期間のみ未納としておくのは不自然である。

2 申立期間②について、結婚後任意加入した直後の3か月であり、申立期間の前後が納付済みであるのに、申立期間のみ未納なのは不自然である。

また、申立期間直前の昭和44年4月から同年12月まで及び申立期間直後の45年4月から47年3月までの期間について、社会保険庁の記録は当初は

未納であったが、平成 19 年 10 月に、所持していた検認印のある年金手帳を社会保険事務所に提出したところ、納付済みに訂正されるなど、行政側の記録管理に不備が見られる。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらったが納得がいかない。昭和 62 年 3 月に専門学校を卒業して就職したが、職場が厚生年金保険に加入していなかったため、市役所へ行き国民年金の加入手続を自ら行った。口座振替までの 1 年間、市役所窓口で保険料を納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は申立期間以降の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、種別変更手続も適切に行っているなど、年金制度に対する理解と保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、専門学校卒業後に就職した職場が厚生年金保険に加入していなかったため、自身が市役所で国民年金への加入手続を行い、保険料を納付したとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 8 月ころに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料を現年度に納付することが可能である。

さらに、申立人が記憶している国民年金保険料額（7,000 円から 8,000 円ぐらい）は当時の保険料額にほぼ一致しているなど、申立人の保険料納付状況の記憶は具体的かつ鮮明であり、その内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から同年12月まで

初めて転職した会社の経理担当者から、試用期間中は厚生年金保険に加入することができないので、その間は国民年金に加入するよう勧められ、国民年金の加入手続を行った。わずか3か月だが、確かに保険料を支払った覚えがある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ3か月と短期間であるとともに、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無く、申立人は、申立期間を除いて、3度の第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金加入のきっかけ及び手続の記憶は鮮明かつ具体的であり、銀行窓口で納付書により納付したとする保険料の金額も当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月から40年8月まで

昭和36年6月ころ、妻が旧A町役場で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、妻が夫婦の保険料を常に一緒に旧A町役場で納付していた。申立期間当時は商売が大繁盛で、税金や国民健康保険料はすべて納付していたし、老後の生活のため大切と思い国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納であることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月ころ、申立人の元妻が旧A町役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行ったとしており、加入手続き当時の状況を明瞭に記憶している。

また、申立人は、当時商売が繁盛し、税金や国民健康保険料はすべて納付していたとしており、国民年金は老後の生活のために大切であると思い、夫婦で欠かさず保険料を納付していたとの主張に不自然さはみられない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人及び申立人の元妻の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月12日に連番で払い出されているが、元妻の保険料納付記録をみると、申立人夫婦は特例納付を行った記憶がないにもかかわらず、特例納付でしか納付できない36年6月から37年3月までの期間が納付済みとなっており、40年8月以前に別の手帳記号番号が払い出された可能性も否定できない。

加えて、旧A町役場の国民年金被保険者名簿をみると、申立人の元妻の昭和36年6月から37年3月までの期間は未納とされており、行政側の年金記録の管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年8月まで

昭和36年6月ころ、私が旧A町役場で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、私が夫婦の保険料を常に一緒に旧A町役場で納付していた。申立期間当時は商売が大繁盛で、税金や国民健康保険料はすべて納付していたし、老後の生活のため大切と思い国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納であることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月ころ、旧A町役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行ったとしており、加入手続き当時の状況を明瞭に記憶している。

また、申立人は、当時元夫が経営していた商売が繁盛し、税金や国民健康保険料はすべて納付していたとしており、国民年金は老後の生活のために大切であると思い、夫婦で欠かさず保険料を納付していたとの主張に不自然さはみられない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人及び申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月12日に連番で払い出されているが、申立人の保険料納付記録をみると、申立人夫婦は特例納付を行った記憶がないにもかかわらず、特例納付でしか納付できない36年6月から37年3月までの期間が納付済みとなっており、40年8月以前に別の手帳記号番号が払い出された可能性も否定できない。

加えて、旧A町役場の国民年金被保険者名簿をみると、申立人の昭和36年6月から37年3月までの期間は未納とされており、行政側の年金記録の管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年3月まで  
私の国民年金加入手続及びその他の公的な手続は、すべて母親が管理していた。

母親は厳格な性格であり、今まで公的手続を漏れなく行ってきたため、国民年金保険料を未納のまま放っておくとは考えられない。納付先は町役場と思われる。申立期間当時は自営業を営んでおり、商売はうまくいって稼ぎも十分であったので、経済的理由から国民年金保険料を滞納することは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、既に他界しているため、加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、社会保険事務所及びA市の記録により、①申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年7月31日にB町(当時)に払い出されていること、②申立人の資格取得日は48年4月1日であり、47年度以前は「無資格」とされていること、③資格取得後の48年12月1日に不在被保険者確認を受け、50年6月1日に資格喪失、同年12月1日に台帳削除が行われたことが確認できることから、申立期間のほとんどは納付書が発行されず、保険料が納付できないとともに、資格取得日以降も保険料納付が行われなかったものと推認できる。

さらに、申立期間において申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は母親からまとめて納付していたことを聞いた記憶もないとしている。

加えて、社会保険事務所の記録より、昭和54年11月20日に別の国民年金

手帳記号番号が払い出されたことが確認できるものの、この時点で、申立期間は時効により保険料を納付できないとともに、申立人自身に特例納付を行った記憶は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年3月まで

私の母親が国民年金の加入手続をA市役所(当時)で行い、保険料を毎月銀行に納めていたと思う。大工をしていた私の代わりに母親が納めに行ってくれていたので、具体的なことについては分からない。納め始めてから納めなかったことはなく、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする母親も高齢のため記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録より、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月30日に払い出されたことが確認できることから、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できず、氏名検索によっても別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和50年4月から52年3月までの保険料が52年7月14日に過年度納付されたことが確認できるものの、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身も保険料を特例納付した記憶はないとしているなど、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成7年2月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月  
② 平成7年2月から同年3月まで

これまで厚生年金保険から国民年金へ適切に切替えて保険料を納付してきたにもかかわらず、平成4年3月分が未納となっていることは納得できない。また、平成7年2月から同年3月までの期間の保険料を社会保険庁は、A銀行B支店へ還付したと言っているが、これまで同行同支店とは取引がないので、当該期間の還付金を受けとった覚えはない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、市役所で7か月分から9か月分を一括で納付したと主張するが、社会保険庁の国民年金保険料の納付記録によると、平成6年4月から同年5月までの期間及び6年8月から同年10月までの期間の保険料が6年10月3日に、6年11月から7年1月までの期間の保険料が6年10月26日に、5年7月から同年9月までの期間の保険料が6年12月26日にそれぞれ納付されていることが確認できる。市役所の国民年金被保険者名簿によれば、平成6年8月24日に資格取得の届出がされたことが確認でき、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない。

また、申立期間において申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、他に保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、還付金が振り込まれた申立人名義の銀行

口座がある株式会社A銀行B支店について、同行同支店と取引を行ったことはないと主張するが、同行から申立期間当時、同行同支店に申立人名義の銀行口座が存在していたとの回答があるとともに、社会保険庁の還付記録においても還付金の振込先が当該口座であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間以外に3回、保険料の還付を受けているが、社会保険庁へ金融機関名等を記載して提出することとされている国民年金保険料還付請求書をすべての還付手続きにおいて提出した覚えがないと主張するなど申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性が認められない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年1月まで

私は、昭和38年4月に会社を退職後、A県の(株)B商店に就職した。当時は住み込みで勤めていて、同僚から「この会社は、厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入する必要がある。」との話を聞いた。国民年金手帳を見た覚えがある。会社の事務員が国民年金の加入手続を行い、従業員の保険料を取りまとめて区役所に納めていたことを覚えている。自分だけが国民年金に加入していないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年2月1日に払い出されたことが確認でき、この時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人は特例納付した記憶も無いとしている。

申立人は、申立期間当時、勤務していた会社が従業員の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて、区役所に納付していたとしているが、当該会社に勤務していた同僚の社会保険庁の記録では、各従業員の加入手続及び保険料の納付状況に相違が見られ、当該会社が従業員の給与から保険料を一律に取りまとめて区役所に納付していたとするのは不自然である。

また、会社が申立人の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとする当時の同僚からは、「会社が国民年金の加入手続をして、従業員の給与から保険料を天引きし、区役所に納付したという記憶は無い。」との証言があり、申立内容と相違する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない上、社会保険事務所が保管する特殊台帳及び申立人が現に居住

しているC市役所保管の国民年金被保険者名簿でも、申立期間の加入記録は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から同年 9 月まで

昭和 60 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

申立期間は、自ら国民年金への加入手続を行い、郵送されてきた納付書により、毎月市役所窓口で保険料を納付しており、5 か月間未納となっているのは納得がいかない。納付済みと認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及び市役所の記録によると、申立人は、平成 12 年 2 月に厚生年金保険の資格を取得した際に、昭和 60 年 5 月 1 日にさかのぼって国民年金の資格を取得したことが確認でき、申立期間当時は未加入であったことが推認できるため、この時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和 60 年 5 月ころ、国民年金の加入手続を行い、保険料を毎月納付していたとしているが、氏名検索によっても申立期間前後に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、社会保険庁の記録からは、申立人が国民年金保険料を初めて納付した平成 12 年 2 月 17 日より以前の納付記録が確認できず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から51年9月まで

昭和42年8月から51年9月までの国民年金保険料について、納付事実が確認できないとの回答をもらったが納得がいかない。

昭和42年8月は両親と一緒に住んでおり、両親が営んでいた畳材料卸業の仕事をしていた。両親が国民年金の加入手続きを行い、私の分を含め3人分の保険料を町内集金で班長に納付していた。

その後、昭和47年ころA県B市に移り住み、兄と兄の義父が営んでいた会社に勤め、兄（実際の支払いは兄の義父）が私の国民年金保険料を支払ってくれた。

昭和48年にC県に戻り親の会社の仕事をし、親が私の国民年金保険料を支払ってくれた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする両親及び兄の義父は既に他界しているため、加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立期間が約9年と長期間である上、申立期間の一部は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では時効により納付できない期間であるとともに、申立人の兄は、申立人の保険料を納付した記憶が無いと証言するなど、申立内容に信憑性<sup>びよう</sup>がうかがえない。

さらに、申立期間における国民年金保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から47年1月までの期間、47年4月から52年3月までの期間、53年4月から54年3月までの期間及び59年1月から平成19年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から47年1月まで  
② 昭和47年4月から52年3月まで  
③ 昭和53年4月から54年3月まで  
④ 昭和59年1月から平成19年8月まで

昭和42年から平成19年の国民年金加入期間中、100か月は保険料の納付を行った。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の回数は4回で、申立期間の合計は409か月と長期間に及んでおり、妻についても申立人と同時期に未納、申請免除期間が多くみられ、これだけ長期にわたって行政側の記録に誤りが続いたと考えるのは不自然である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が国民年金保険料を納付した時期及び納付状況についての記憶は曖昧である上、申立人の国民年金加入期間の一部の保険料を納付していたとする父親も既に他界していることから保険料の納付状況が不明である。

さらに、氏名検索によっても申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年3月までの期間及び37年8月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年3月まで  
② 昭和37年8月から38年3月まで

私は、昭和35年か36年頃、A町役場（当時）で国民年金の加入手続を行い、私と妻共々、私の父親が居住地の自治会役員の集金人に毎月100円の保険料を現金で納め、国民年金手帳に領収印を直接押していた。領収印が押された年金手帳は、常に家に保管していたが、3年前に処分し今は持っていない。また、昭和36年9月に国民年金の資格喪失届を出した記憶は無く、父親が保険料を納めていたはずであり、申立期間が未加入になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、申立人夫婦の保険料を納付したとする父親も既に他界しているため、申立期間の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の父親が申立人夫婦の保険料を毎月、当時居住していた自治会役員に納付していたと主張しているが、申立人夫婦の昭和36年4月から同年9月までの保険料が50年12月31日に特例納付により納付されたことが社会保険庁の記録により確認でき、申立内容と相違する。

さらに、社会保険庁及びB市の記録により、申立人夫婦共に昭和36年9月1日に国民年金の資格を喪失し、38年4月1日に再加入するまで未加入期間である上、39年4月28日に38年度分の保険料を一括納付していることが確認できることから、申立期間は納付書が発行されず、保険料を納付できなかったものと推認できる。

加えて、申立人の父親が申立期間における申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身も申立期間の保険料を特例納付した記憶がないとしているなど、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から53年3月まで

農家出身の私は、農業経営が悪くなってきて休耕するようになり、勤めに出るようになりました。父はそれでも私が農業をすることを夢見て、私の国民年金保険料を払い続けました。そのため、国民年金保険料と厚生年金保険料が重複してしまいました。どういう方法で返金されたのかわかりませんが、私は受け取っていませんので重複した国民年金保険料を返して欲しいのです。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の還付金を受領していないと主張しているが、還付決定日以前の国民年金加入期間に未納が無いことから、国民年金保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、社会保険事務所の特殊台帳には、還付金額や還付決定日とともに申立期間の保険料について還付処理されたことが明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から45年9月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和43年9月から45年9月までの期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。昭和55年1月に年金相談会で説明されたとおりに30万円を過年度納付と特例納付により市役所の窓口で納付し、6月に10万円と1万2,000円を金融機関で特例納付により納付した。特例納付で納めたはずの期間のうち申立期間の納付記録がないといわれたが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所及びA市の記録により、申立人は昭和36年4月から38年7月までの期間及び40年3月から41年4月までの期間の保険料を55年1月に、41年5月から43年5月までの期間の保険料を55年6月にいずれも特例納付により納付するとともに、52年10月から53年10月までの期間の保険料を55年1月に過年度納付により納付していることが確認でき、この内容は、申立人が、55年頃実施された年金相談会において市職員から説明を受けた際に渡されたものとして所持するメモ（以下「説明メモ」という。）に記載された36年4月から43年5月までの期間の保険料及び納付した場合の納付方法はと実際の納付金額及び納付方法と一致する。

また、このうち昭和41年5月から43年5月までの期間については、A市から提出された「納付書控」により、55年6月に納付されたことが確認できることから、申立人は、所持する年金相談会で渡された説明メモにより、55年1月及び6月の2回に分けて特例納付を行ったものと推認できる。

さらに、説明メモのほかに申立期間の保険料を特例納付により納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

昭和 43 年 6 月から 48 年 3 月までの厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、43 年 6 月から 47 年 7 月までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受け取った。A 株式会社に勤務していた時に、専務と一緒に勤務していたと記憶しており、現在も専務ほか数名が在職中なので確認して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び事務担当者の証言から、申立人が申立期間において、A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の大半を建設現場における現場代理人として勤務し申立期間は同社の正社員であったと主張しているが、元同僚は、当時は人が少なく本人のやる気があれば正社員、臨時社員の区別無く現場代理人にしていたと証言するとともに、当時は臨時社員は厚生年金保険に加入させず、正社員にしてから厚生年金保険に加入させていたとも証言している。

また、申立人の健康保険被保険者証の整理番号は、昭和 47 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の直後となっている上、社会保険庁の記録からもこれ以前に申立人が被保険者資格を取得した形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的記憶を有しておらず、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 9 日から 37 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A 有限会社に勤めていた申立期間については、脱退手当金を支給しているため、年金額の計算には算入されない旨の回答を受けた。しかし、当時、脱退手当金を受給した記憶はないので、再調査をしてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 37 年 5 月 16 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 有限会社の元取締役は、退職者から申出があれば、会社の事務の者が請求の手助けをしたかもしれないと証言しており、事実、A 有限会社の同僚 1 名は、退職時に事業所の代理請求により脱退手当金を受給したとしていることから、申立人についても事業所による代理請求が行われたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
私は、昭和 41 年 7 月 1 日に株式会社AからB株式会社へ出向した。勤務期間に空白は無いはずなので、申立期間についても厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB株式会社への出向辞令及び出向解除辞令並びに株式会社Aから提出された社員記録等及び当該事業所による証言から、申立人が申立期間においてB株式会社に出向していたことは認められる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険料を出向元及び出向先の事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、B株式会社は、昭和 41 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人も同日に資格取得しているが、厚生年金保険被保険者期間が相違している事実を確認できる資料は無く、申立期間については雇用保険の加入記録も存在しない。

さらに、株式会社Aから提出された社会保険番号払出簿をみると、申立人とほぼ同時期に申立人のほか 3 人がB株式会社へ出向（うち 1 人は、申立人と同時期かつ同様の雇用・勤務形態）していることが確認できるが、3 人とも昭和 41 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前の期間については、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者となっていない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月17日から同年12月16日まで

昭和36年6月に夫と二人でA事業所B営業所として個人事業所を開業し、編み物教室の教師をしていた。その後、昭和39年5月28日にC株式会社を設立して取締役となり、代表取締役である夫とともに昭和40年9月1日に厚生年金保険に加入した。法人化して以来、取締役として継続して勤務しており、4か月間だけ厚生年金保険が未加入となるはずがない。よく調べて申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C株式会社に係る登記事項証明書から、申立人は昭和39年5月28日の同社の設立時から取締役となっていたことが確認できること、及び夫であった元事業主の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録(申立人及びその夫に係る厚生年金保険被保険者原票)において記録どおりの資格取得及び資格喪失が行われたこと、並びに健康保険証の返納及び申立人が夫の被扶養者となったことが確認できる上、申立期間において資格喪失及び資格取得に係る届出がないにもかかわらず、社会保険事務所が資格得喪の処理をしたとは考え難い。

さらに、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 3 月上旬まで

A事業所に勤務していた昭和31年4月2日から32年3月上旬までのうち、厚生年金保険の被保険者とされていない申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同期で入社し、同様の業務を担当していた同僚の証言から、申立人が申立期間中も継続してA事業所に勤務していた事実は推認できる。

しかしながら、当該同僚は、当時は5、6か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していたと証言しており、事実、A事業所で昭和31年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人及び当該同僚を含む3人はいずれも同年9月1日に資格を喪失している上、当該同僚は、その後も引き続き勤務し共済組合に加入したと証言している。

また、B社は、申立人の申立期間当時の勤務記録や賃金記録を保存していない上、共済組合の記録も確認できないとしている。

さらに、申立人は保険料控除を推認できる具体的な記憶を有しておらず、そのことを確認できる資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。